

お知らせ

空き家バンク制度

～お持ちの空き家を活かしてみませんか～

市では、空き家を「売りたい」「貸したい」などの情報を集めた「空き家バンク」制度を始めています。この制度は、まだまだ利用できる空き家の有効活用を目的に、「引っ越しをしたい」とか「枕崎に住んでみたい」と思う方々へ、市のホームページの中で空き家の売買や賃貸の情報を提供するものです。空き家を買いたい方、借りたい方との仲介は、登録不動産事業者が行うので安心です。家財処分にお困りの方には、処分費用を補助する制度もあります。空き家を売りたい方や貸したい方は、市役所へお気軽にご相談ください。

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

この認定試験は、病気などやむを得ない事由により、その保護者が義務教育諸学校に就学させ

せる義務を猶予または免除された子などに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。試験日 10月22日(木) 願書受付 9月4日(金)まで ※消印有効 試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

自動車事故被害者救済制度

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故被害者に対し、次のような取り組みを行っています。 ◎国土交通省

- 短期入院・短期入所協力事業
介護者なき後に備えるための情報提供

問合せ 国土交通省自動車局保障制度参事官室 TEL03-5253-8111(内線41418)

- ◎自動車事故対策機構(NASVA)
介護料の支給
短期入院・短期入所費用助成
介護相談・訪問支援
療護施設の設置・運営
交通遺児等貸付制度

・介護者なき後に備えるための情報提供

問合せ 自動車事故対策機構鹿児島支所 TEL099-2137-2500

NASVA交通事故被害者ホットライン

全国の交通事故被害者及びその家族等へNASVAの支援制度や相談先にお困りの場合には各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

問合せ TEL0570-000738

午前9時～12時、午後1時～5時(土・日、祝日及び年末年始を除く)

鹿児島県事業引継ぎ支援センター

鹿児島県事業引継ぎ支援センターは、次世代への事業引継ぎ等に関するさまざまな課題解決を支援する公的相談窓口です。中小企業の事業引継ぎの実務に精通した専門家が秘密厳守・無料でご相談を承りますので、お気軽にご相談ください(事前予約制)。

相談内容(例)

- 会社の譲渡や譲受に関する相談
事業承継の進め方や手続きに関する相談

問合せ 鹿児島県事業引継ぎ支援センター TEL099-225-9534

防空壕にご注意

防空壕の中には、崩落の危険や一酸化炭素中毒になるなどの危険があります。

危険な防空壕については、市においても安全対策を行っています。が、まだ確認されていない箇所がある可能性もあります。

防空壕が子どもたちの遊び場にならないよう地域で見守り、気付いた時は注意していただき、また、お近くで危険な防空壕がありましたら、情報提供をお願いします。

問合せ 建設課都市計画係 TEL721111(内線236)

ヘルプカードの配布について

県では昨年度からヘルプカードを導入し、必要な方への配布に取り組んでいます。

ヘルプカードとは、外見からは分からなくてもさまざまな援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたカードです。

配布窓口 県の各関係機関、市役所

福祉課障害福祉係(郵送にも対応)

配布対象者 主に義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助等が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする方(障害や障害者手帳の有無は問いません)。

サイズ・使用方法 運転免許証サイズで裏面に希望する手助けの内容を記入して活用

※申込者1人につき1枚配布原則、本人に直接配布します。 ※簡単なアンケートにお答えいただいた上で、無料配布します。

募集

サン・フレッシュ枕崎指定管理者

市教育委員会では、サン・フレッシュ枕崎の令和3年度からの指定管理者を募集します。所在地 枕崎市大塚北町53番地

設置目的 生涯学習活動の充実による市民の福祉増進を図ることを目的として設置

指定期間 令和3年4月1日～

開催日程・場所

Table with 5 columns: 地域, 日程, 会場, 募集人数(先着順), 申込締切日. Rows include 大隅, 大島, 北薩, 鹿児島.

※セミナー開催後、同会場で就職面談会を開催

問合せ 鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター TEL099-2587888

消費生活メモ

格安スマホ 今までの携帯電話会社との違いを確認して

格安スマホに興味を持ち、契約内容について問い合わせたうえで申し込んだ。

「通信状態は変わらず今より利用料金が安くなる。通話は1回10分以内で

あれば無料」との説明だったので、今までと同じ通話方法で使っていた。しかし、契約後、2カ月間で2万7千円も

の高額な通話料を請求された。契約書には「10分以内の通話を無料にするには特定のアプリを使用しなければいけ

ない」と書かれていた。 ▼格安スマホは今までの携帯電話会社

と同一サービスが利用できるとは限りません。サポート内容や問い合わせ方

法など、契約内容をよく確認し、今までの携帯電話会社との違いを理解した上で契約しましょう。

無料通話は独自のアプリを使うなど、格安スマホ会社により指定のサー

す。よく確認しておきましょう。 契約について不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに消費生活

センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター(市役所内)まで。 TEL72-1111 内線329 ※8:30~12:00, 13:00~17:15